平成２３年（フ）第６５６号
鹿児島県鹿児島市坂之上５丁目10番14号　セジュール光山Ａ―102号
債務者　岩﨑　優子
1　決定年月日時　平成24年２月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第４号
岐阜県可児市今渡459番地２
債務者　田村電気こと　田村　達也
1　決定年月日時　平成24年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２４年（フ）第３３号
滋賀県栗東市綣９丁目９番22―２Ｃ号、前住所大津市平津２丁目13番21号山本ハイツＡ―３
債務者　深籔　美貴
1　決定年月日時　平成24年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４号
滋賀県東近江市幸町１番43号、前住所滋賀県東近江市ひばり丘町４番13号
債務者　吉川　知孝
1　決定年月日時　平成24年２月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第１６２３号
京都市南区西九条菅田町27番地２　菅田町団地703号
債務者　野村　　進
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１８６５号
京都府木津川市州見台８丁目９番地17　ボナール101号
債務者　澤田　　陽
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第６０号
京都市伏見区向島二ノ丸町151番地の58　向島市営住宅１―３棟910号
債務者　三井　　勲
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第６９号
京都府城陽市枇杷庄西ノ口44番地の４　第２幸荘１Ｆ１号
債務者　岸本　建治
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第８３号
京都市西京区大枝西新林町２丁目２番地　16棟406号
債務者　生田　理恵（旧姓箱田）
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１０２号
京都府木津川市相楽台７丁目１番地１　高の原駅東団地５―104号
債務者　土谷由紀子
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１０号
愛媛県松山市立花３丁目２番27号
債務者　松本　宗明
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１９５号
福岡県嘉麻市漆生917番地７
債務者　田中侑香梨
1　決定年月日時　平成24年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第３８８号
佐賀県鳥栖市弥生が丘１丁目６番地１　弥生が丘ハウシーズ708
債務者　高城由美子
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４４６号
佐賀県佐賀市新生町４番16号
債務者　七島空調こと　七島　正行
1　決定年月日時　平成24年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１４号
大分市大字森町63番地の６　レインボー森町205
債務者　生野奈良紀
1　決定年月日時　平成24年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２８号
鹿児島県鹿児島市西陵８丁目10番18号
債務者　辻浦　　大
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第３８号
鹿児島県鹿児島市郡元２丁目20番47号　セントポリアＢ―202号
債務者　川下　敦子
1　決定年月日時　平成24年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係